



正校

地方落穂集

七八

ワ保 3
955
x

ワ 3
955
4



門保3
號9
卷4

同會

校正

地方落穂集卷之七

目錄

- 一 古米檢地條目之事
- 一 享保十一年被仰出し新田檢地條目之事
- 一 新田開墾願し付初發吟味之事
- 一 掛り代官新田場所見分之事
- 一 檢地役人之事
- 一 誓詞文言并罰文認方故實之事
- 一 檢地致し方の事
- 一 檢地竿入方の事
- 一 山畑竿入心得之事

同會
地方落穂集
卷之七
目録

- 一 大場の檢地竿は大事なる事
- 一 田畑境目植物の事
- 一 田畑位付の事
- 一 田畑高は結ぶ事

校正地方落穂集卷之七目錄畢

校正地方落穂集卷之七

信陽 東條耕子 校

○古来檢地條目の事

一 檢地を百姓の身代浮沈の極る所あるを別々に念入を第一其郷の大目の之肝要あり田畑上中下の伏場或ハ反高出目ありべき歟の考まで大目とて見定め諸支了簡とし繩強くは弱くは正道と打べき事

一 田畑上中下の位付專一ありをべく甲乙ふき地方を村付より上順野末と下と致し三ツ打等分の位付作法よりへども山方野方の村々を相違の地方もろぬあるべく猶又用水惡水ホの掛引早損水損取納めホの勝手ゆぐよくお考へ位付了簡を用ひべき事

校正地方落穂集卷之七

附田畑の坪付を明白にし地誥の節を違ふ致をくまき事

一 上郷下郷の分地面の善悪の区限をくまき農業者の外余勢をくまき事

或を田方の過不及又を野山草飼場場の勝手より大概をくまき事

乙ふまかり相考ふべき事

一 竿打を四人を限りとし田と畑或は穂の上蒔田荒畑の打やうをくまき事

吟味をくまき一日の内裁度も試打をくまき殊に入替多くは事

一 大田畑ホ目の及びけり所を裁度より差切打をくまき別筆入歩をくまき事

なまきあり縄反敷のを多くくまきしれとも粗相くまきをくまき事

一 一組の内より手分をくまきし打中をくまき事

一 寺社屋敷ホの詮議の上屋敷をくまき除き帳面をくまき反別をくまきし申を

くまきし然をくまきし了箇の及びけり所を衆評の上を極め程をくまき事

伺ひの上相定むべき事

一 道橋井堀溝ホ狭くお話ゆべき事

一 案内のりし名主百姓ホ引落し之をくまき為め誓詞申付べき事

一 勘定所或は帳面を認め外場所への入ゆべき事

一 親の田畑と子供へ分けりとも銘々持主の名を書付申すべき事

一 一村の内名主大勢を組下の百姓に分け分付をくまきしれとも誰組と書

付以来名田の分付餘をくまき事

一日く打本帳出来の上頭書をくまき事

一 違名違落地三重付の有無を吟味すべき事

一 間竿を大工曲尺より一丈二尺二分をくまき事

一 往還の大道田畑作場道ふくまき落堀岡柵堤ホの端通り三尺ツク

除き申さるべき事

一年季を定め田畑質物に入仕り者らある裁お尋ね質入らば何
年以前より何年限り入置既二年季明きへ共請返し候おふ
田畑流しあり候と致又を何年以來質入りし今年季明き申
を致致申出候其通りの證文を取り其者の名を記さるべき事
右之通り相心得べく候お分らば候お伺ひ申さるべき事あり

年号月日

○享保十一年に仰出申新田検地條目の事

新田検地條目

関東所々新田畑屋敷検地の後先達て地所割渡し候ある分帳口へ
其番付の地引帳申し付上田畑一枚限り右の番付及畝歩へ地主名書

の札と建させ検地済次第右の札伏させ申さるべき事

一村を内割し及畝歩分け候事及別地引帳に記し札立候
右同所若し及畝歩知る所を検地し候べき順の番付を極め右の
趣は地引帳と揃へ右同所札と建させ申さるべき事

但し野帳より先達て割渡し候ハ割賦の及畝歩を肩書し番付
候落地なき事候べき事

一村境あり候日本田畑古田新田の境を検地よりわくらばる以前双方
の名主組頭或は庄屋年寄小案内の者立會せ右の境目おぼしめざるや
う境目と杭と建させ申さるべき事

但し右の境目双方申分らる候或は境不分明の場所ハ双方吟味
の上繪圖書付を以て相伺ふべき事

新田検地條目

一其村名主年寄組頭百姓の内吟味の上人数お應り申村落地仕る爲どき
肯あつひは道筋用水溝幅無益の儀有るの段有体は案内仕るべき旨
誓詞申付る事

但し繩引竿取仕小に至る所若し非義の事らばあつた代官勘定
人の内へ早速申出なす旨誓詞前書に載るべき事

一間竿を六尺一分と一間の積りて長サ一丈二尺二分は盛込と二間竿
を以て之を打ち一及三百歩をすべき事

一繩を一間ツの管繩を長六十間或ハ三十間繩を用ゆべし自然繩は
延縮をゆるべき由り早朝あつひは四ツ時八ツ時とて三度なほを
改むべし勿論管ちび目よりなほよく志めて一間毎に間敷の札
を附申さるべき事

一間敷の端尺六寸一尺二寸一尺八寸二尺四寸三尺三寸六寸四尺二寸四
尺八寸五尺四寸右の寸尺は不足の分は捨て算用して歩は活め
一分は捨二分は三分は足しをり上の端分をり准して捨加
つてし畝の分は合小や致すべき事

但し繩竿数を入し小をり改め寸尺を用ひ平均の寸尺を右の
通り寸尺を用ふべき事

一田畑一枚限り間敷合帳に付けし合の上合算を反畝歩を用ひ其場
所二帳ともは間敷反畝歩へ勘定人印形に記しおく小尤も間敷反畝
歩を違ふるあるはゆじまや案内の者より存寄申させお違ふるある趣は
小の改め直すべき事

一野帳の内一通り百姓共へ貸し渡し反畝歩を違ふ有るはゆじま裁お尋ね

少しよて申分有之と承り届け改め直すべき事
 一 田畑とも又字念入を書付べしあつて道中用悪水堀中改め其際の田
 畑脇書に記すべき事

一新田所より年貢米誥めおろし蔵屋敷をありしは屋敷地の検地
 入高に結ひ物成引のつとれ検地帳の奥書に委細記すべき事
 但し田畑の中より大木大石塚亦有之はつとれ除き其品地株の脇
 書にのつとるべき事

一 寺社領分境目吟味の上お筋をばつとれ帳面に記すべき事
 一新田畑屋敷林畑の内より寺社有之願の上お建りかゝ其場所の分を檢地
 たりべく願申出せしを檢地の内へ入るべく尤も廟所を見捨たりべき事

附檢地つとれし小分を其田畑の際あつて惣歩の所へ明白に書記を
 すべき事

一 借屋あつて小作有之は帳面より本地主を記さべし若し借屋小作
 の名を記したる由お筋より本地主吟味の上お筋をばつとれ本地主
 の願へ願の通り記すべき事

一 田畑の位付其村本田畑の位付を元より用ひ上りの下中りの下下りの下
 見計ひ何をし一斗劣り新田畑位を極むべし勿論其村古田畑真土の
 所新田畑野土より隣郷を吟味つとれ隣郷の野土田畑の位を以て
 見合せ土地お応に極むべし其村本田畑野土より新田畑真土より
 隣郷真土の所の位付を以て右同断見計ひて極むべし又屋敷を其村上
 畑の位付たりべき事

一屋敷の内家下庭構の分を上畑の位付ありし又屋敷構内の畑を見分の位と付け敷掛を林下敷残し申付べくし若し不応の敷林仕立の吟味と遂へま事

一漆栗桑楮植付のり其植付より上地お応の位付をくま事

一早損水損申立よりありし一切岡上申さば土地お応の石盛お極む事

一新田畑場は竹木葎小生立或は芝地有之り吟味の上開葎ありま事
所を地主お定め検地とし開葎願済の趣を以て銀下吟味有之べく
田畑は成るべき場を是より右形添小節の趣を以てお極め又林畑或は
山野を見斗ひ申付へま事

一両毛作地片毛作地の差別あり土地お応の石盛お極む事

一田畑位付と土地再見の為より条検地消し上別段にお廻り石盛位付ありま事

一案内の者誓詞申付の上土地一二付の番付所より一より十五六まで段と付けせらるるを取り上代官勘定人下役手札を以て入札し案内の者位付をも見合せ相談の上お極む事

一検地帳相極のり代官勘定人ありびより下役等取案内の百姓とも連判のりさせ清帳二冊差出さるる一冊を其村名主へお渡し一冊は勘定所へお納む事

一新田畑屋敷を以て開葎の趣お応の儀あり吟味の上形を通り相極め又品替りより申分を様美より吟味の上その通りお極め其

品書付を以て檢地仕廻り後お達すべく事

一間敷及畝歩石盛符とて檢地致し方村中惣百姓申分るはあき裁并

竿打繩引下くは至る所を非羨ある仕方らひなき裁吟味の上申分事之

ハフ其段惣百姓連判の一札取るべく事

一竿取繩引の者より吟味し勤せ檢地の場へい無用の人足差出

づらう申し付る事

一作毛踏荒らるる念入を申し付るべく且勘定人あらば下役竿取

ホは至る所を木錢を拂ひ其地在合の野菜を以て一汁一菜の

酒肴小一切差出さず諸事費らぬ事吟味申付る事

右檢地を百姓永代の家督より間檢地石盛置地面お当りてハフ念入

ををるあり

享保十一年八月

追て条目写ししとお廻申るべく在府各之面々を苗守居の者披見

りしお返らるべく

此度関東所々新田畑あり見取場檢地の儀は付条目お極小写し

遣りし各檢地の所々有之者を右の趣を以て檢地相心得らるべく尤

も檢地つらるる所有之はあつと相伺らるべく以上

午八月廿九日

井沢弥惣兵衛

細目弥三郎

神谷武右衛門

辻六郎左衛門

松岡弥太郎

菟原源左衛門
 稻生下野守
 久松大和守
 寛 播磨守
 駒木根肥後守

右始^{ハレ}ウ^レ記^シシ^テ古^コ代^ノ條^{ジョウ}目^メヨ^ク古^コ田^ノ新^ニ田^ノ差^サ別^{ベツ}分^{ブン}一^{イツ}体^{テイ}の^ノ檢^{ケン}地^チ條^{ジョウ}目^メと^ト名^ナへ^テ後^{ノチ}記^シシ^テ近^{チカ}來^キ新^ニ田^ノ檢^{ケン}地^チの^ノ條^{ジョウ}目^メあり^ニ前^{マエ}こ^ノ古^コ田^ノ多^タり^ニと^トソ^ソへ^テ地^チ沽^コも^ト百^{ヒャク}姓^{セウ}困^{コン}窮^{キウ}又^{マタ}及^キび^テ年^{ネン}久^{キウ}し^キ檢^{ケン}地^チは^ハて^テ田^ノ地^チ伏^{フツ}場^マ水^{スイ}帳^{チャウ}引^{ヒキ}合^{カフ}と^トれ^ドも^ト一^{イツ}向^{キョウ}は^ハ知^チ主^{シュ}も^モ其^{ソノ}田^ノの^ノ本^{ホン}分^{ブン}を^ヲ知^チら^ズる^{コト}願^{ネガ}ひ^テ出^デせ^テ付^ケら^ズる^{コト}何^{ナニ}れ^ドも^ト類^{ルイ}は^ハて^テ村^{ムラ}方^{カタ}減^{ヘン}少^{ショウ}と^トり^テ亦^モ高^{コウ}増^{ゾウ}減^{ケン}と^トも^ト高^{コウ}帳^{チャウ}動^{ドウ}く^{コト}あり^ニて^テ容^{ヨウ}易^イの^ノこ^ト

より^{ヨリ}其^{ソノ}上^ノ入^イ用^{ヨウ}も^モ多^タ分^{ブン}か^クる^{コト}を^ヲ當^{トウ}時^ジ古^コ田^ノの^ノ檢^{ケン}地^チを^ヲより^{ヨリ}據^{モト}り^テ後^{ノチ}記^シシ^テ先^{マエ}を^ヲ仰^{オウ}せ^テ付^ケら^ズる^{コト}然^{シカ}し^テ地^チ押^{オシ}小^コを^ヲ品^{シナ}より^{ヨリ}仰^{オウ}せ^テ付^ケら^ズる^{コト}何^{ナニ}れ^ドも^ト是^{コト}以^{ヨリ}て^テ容^{ヨウ}易^イあり^ニて^テ然^{シカ}と^トり^テ何^{ナニ}れ^ドも^ト其^{ソノ}時^{トキ}の^ノ品^{シナ}より^{ヨリ}一^{イツ}際^{サイ}を^ヲ演^{エン}べ^テ難^{ガタ}し

○新田開闢願^ニ付^キ初^{ハジメ}發^{ハツ}吟^{イン}味^ミの^ノ事^{コト}

一^{イツ}前^{マエ}の^ノ空^{カラ}地^チは^ハ芝^{シバ}原^{ハラ}又^{マタ}は^ハ沼^{ヌマ}地^チに^テ新^ニ田^ノ開^{カイ}闢^{ハク}願^{ネガ}出^デ節^{セツ}を^ヲ右^{ミダリ}吟^{イン}味^ミ場^バ所^{シヨ}其^{ソノ}家^ケ寄^キ代^{ダイ}官^{カン}へ^テ申^{マウ}し^テ付^ケら^ズる^{コト}何^{ナニ}れ^ドも^ト然^{シカ}と^トり^テ支^シ配^{ハイ}村^{ムラ}古^コ新^{シン}田^ノ場^バ所^{シヨ}へ^テ相^カ拘^コり^テ何^{ナニ}れ^ドも^ト右^{ミダリ}願^{ネガ}繪^エ圖^ズ書^{ショ}物^{モノ}其^{ソノ}代^{ダイ}官^{カン}へ^テお^ツ渡^{ワタ}し^テ吟^{イン}味^ミの^ノ事^{コト}を^ヲ申^{マウ}す^{コト}あり^ニて^テ後^{ノチ}記^シシ^テ尤^{モト}願^{ネガ}人^{ヒト}へ^テも^モ右^{ミダリ}の^ノ趣^ソ仰^{オウ}せ^テ渡^{ワタ}す^{コト}あり^ニて^テ一^{イツ}願^{ネガ}人^{ヒト}後^{ノチ}所^{シヨ}へ^テ罷^マ出^デり^テ在^カ方^{カタ}の^ノ者^{モノ}あり^ニて^テ當^{トウ}地^チ旅^{リョ}宿^{シュク}の^ノ名^ナ并^{ナヒ}を^ヲ尋^タね^テ書^カ付^ケと^トり^テ叔^{ササ}右^{ミダリ}新^{シン}田^ノ願^{ネガ}場^バ所^{シヨ}を^ヲ料^{リョウ}所^{シヨ}私^シ領^{リョウ}一^{イツ}村^{ムラ}限^{ゲン}り^テ村^{ムラ}入^イ會^{アイ}場^バ所^{シヨ}料^{リョウ}所^{シヨ}

何の誰代官所私領何の誰知行所何村都合炭村入會イリアヒの裁ヤの訳委ワケウケしくお尋ね尤も右願ノリ付村ツケムラ相對オモイつとし裁ヤの趣オモシ亦書付モトメテと取るべきあり

一右入會村イリアヒ地元村ヂモト代官地頭ヂトウの役人ヤクヒトへ吟味承ギミウケる代官の元十役モトジヤクのよめ
は文通ワキトウつゝ何ナニの用ヨウとお尋タズる儀ノリ坐イ間何村マヒナニムラの者モノ未裁日誰ミヤカヒナニ
後所ノチへ罷出マカシり仰せ付らる下シ下シるべく旨申オモシつゝいし呼出ヨビダスるあり
一村イツムラ罷出マカシり右場所新田願ウヘノニイダノカネある趣申オモシるし此沼原前ココノシノハラノマヘのつゝ
りの訳ワケして新田ニイダは多オホシくはる所トコロは裁ヤ或アルヒを原付ハラツキの村ムラ秣肥ムサヒの為タメに空カラ
地チを差置サシり裁ヤ又マタ沿ユキを近辺村チカイノムラ用水ヨウスイは引取ヒキり裁ヤ或アルヒは村ムラ悪水アクスイを開ヒラ
く為タメに差置サシり裁ヤ又マタ其所ココ渡世助成ワセノタケの為タメにありは付差置ツケり裁ヤの旨オモシ又
新田ニイダ仰オモシせ付らるシて古田コデンの障サハりありは裁ヤありはるや村ムラ勝手カテはる

宜ヨシしくは裁ヤの段ダンお尋タズね吟味ギミの上何方ウヘノカタの障サハりあるはる場所トコロの同ドウの
上新田ニイダ開發カイハツ仰オモシせ付らるシとあり又障サハり村ムラはありはるへど其場所トコロ見分ミワケ吟
味ギミはるはるあり

○掛り代官新田場所見分の事

一右新田村ニイダノムラ障サハりはるはる上場ウヘノバシ所見分トコロノミワケとし代官命ヂトウノメイを蒙カモり彼地カノチは
至イッり見分ミワケの上新田場ニイダノバシ廻マヒり檢地ケンチのし地チ詰ツメの上当時ウヘノトキ在形アリガタの反別タンベツを括ク
りその有り用水ヨウスイの引方ヒキカタ悪水アクスイの次第シブイを見積ミソメりあるはるはる前マヘの村ムラより
の切添キリソヘ立出タテしの有アル事コトを吟味ギミを遂トげ切添キリソヘ立出タテるはるはるは此度ココノトキの新田
内ウチは困カンひ込コむ右反別ウヘノタンベツを以モて新田受方ニイダノウケのよめへ地代金ヂトウノカネ申し付ツケるあり勿モト
論ロ其地ココノチの善惡ゼンアクより同ドウの上次弟ウヘノジヤイのつゝべしうツのツ新田ニイダ大方オホカタ開發カイハツの
内三ヶ年ウチノサンケネンの間マヒ整下シタ免メりて作取ツクり仰オモシせ付らるシ儀ノリありはるはる三年サンネン耕カウ

新田地方開發集 卷之七

野とも申をふり 勘定下三年をぐまど 伺の上 檢地仰せ付らるること

○檢地役人の事

一 檢地命せらるる節を掛り代官あらび勘定後下役竿取り誓詞申し付らるること
其内代官勘定後を誓詞あ及び下役竿取り誓詞申し付らるること
り代官勘定方と仕と執行ふ

○誓詞文言并罰文認方故実の事

一 官の由為と專一仕り後暗き候仕る候じく小事
一 内後内随念入を粗末多之やう仕るべく小事
一 仮令親類保者好身のものをあつり候じくも依怙具員一切仕らる有体は仕るべく小事

一金銀を申せらる及り候つらう輕き品多り候一切受用仕る候じく且

少くの物たり候も借用仕る候じく小事

一 権威あらしき候仕る候じく若し受方百姓が不届の候有之候申上

内下知を受け取計ひ申をべく候決して自身として手荒の候仕る候じ

く小事

附不作法の好色仕る候じく小事

一 朝夕申定り候村方馳走ホ一切受申を候じくあつらひは食事好仕る

内じく小事

一 田畑踏荒し申候方端お慎み河の雜茂あつらるる相心得申せら

く小事

右の条々此度相守り申をべく候若し相背くは放てを

梵天帝釈四大天王惣日本國中六十此行十
餘州大小神祇殊伊豆箱根兩河權現三島此行十
大明神八幡大菩薩天満大自在天神部類此行十
眷屬神罰具罰各可羅蒙者也依起請此行十
如件此行
三宇

何之某

名乘與判花押

年号月日

右の字配^{ジクハ}に認^シり多^クり又字數六十六字を日本國中六十六ヶ國の神祇
に勸請^{クワンセウ}する意ありと云^ク

○檢地致し方の事

一檢地を^シつ^テ先達との村方内割地引案内帳を出させ一筆限り^{ヒツペン}と

番付^{バンペイ}と肩書^{カタクガキ}に記させ一枚毎に札を建右番付の順にまわ^ルる檢地^{ケンチ}の
ま^ととあり檢地役一手代官^{イテ}手代一人^ニ或ハ二人下役一人^ニ等取二人^ニその
か^ら向數^{コウスウ}呼^コひ^ケの者二人^ニお^のれ^ば百姓の内より^{ヒヤクシヤノウチヨリ}由^リ地^ノ引^キ案内^ノ者一人^ニ或ハ二
代^カり^ク合帳^{カウチヤウ}を付^ケるもの一人^ニ或ハ二人^ニ一人を日見^{ニツカハ}都合八人^ニお^のれ^ば代
勤^カむ
官勘定役惣奉行と^シて諸手^モを見廻^{ミマワ}り差^サ図^ズを^シるあり

一間^{イツカン}竿^{ササ}を長一丈二尺二分あり三尺の内へ目^メを盛^モり其外^ノ一間^{イツカン}毎^ニ切廻^{キルマ}
し^て墨^{スミ}を入^ルるあり但し二分の余分^ノ土入^ノの落^クりあり^はて^は堅^ク字^ジ横^{ヨコ}
竿^{ササ}二人^ニと等取一人^ニは百姓一人^ニを付^ケて數^カの^りと合^スせ^てお^のれ^ばあり
數^カの^りと^りの^り欠^ケり^てを大^オ声^シを呼^コぶるあり尤も小數^ノを指^サし^てを笑^ウへ^ん
と片^{カタ}手^テを^シめ^て等取^トに附^キて歩^ホ行^カる^るあり^はて^は扱^サ竿^{ササ}を打^ウ仕^シ廻^マ何^ニ十^ニ何^ニ何^ニ尺^ト
何^ニ寸^トと竿取^{ササトリ}呼^コひ^ケ終^ハる^まで呼^コひ^ケの者^ノ右^ノの通^スり押^{オシ}返^カし^て呼^コぶ^ることあり^とす

一ツよと間敷お違ふきをまづるを為又一ツよを岡ちがひつねをき為
りあり

一檢地をわつりある形の田畑ありとも 豎横十字字は打をあり元も
横竿大切あり念を入らし又入歩とつみこころりろねを田畑とも三十
歩は足らばも終りの地近所はつを其歩を量り肩書は河程入歩と
して大歩の所へ詰込あり終りある所を帳面は一廉は記をこころり
とつみ候あり然とつみとも地主替りこころり格別あり同じ地主を右
の如くますることあり又一畝とも面付るを入歩まをるを誤るべし
況んや其余はまをるや惣と檢地は竿のまをりなり委しくを未
よ記を

一竿取の者竿の鍛練ありてい危きことあり 檢地の百姓永代の浮沈を

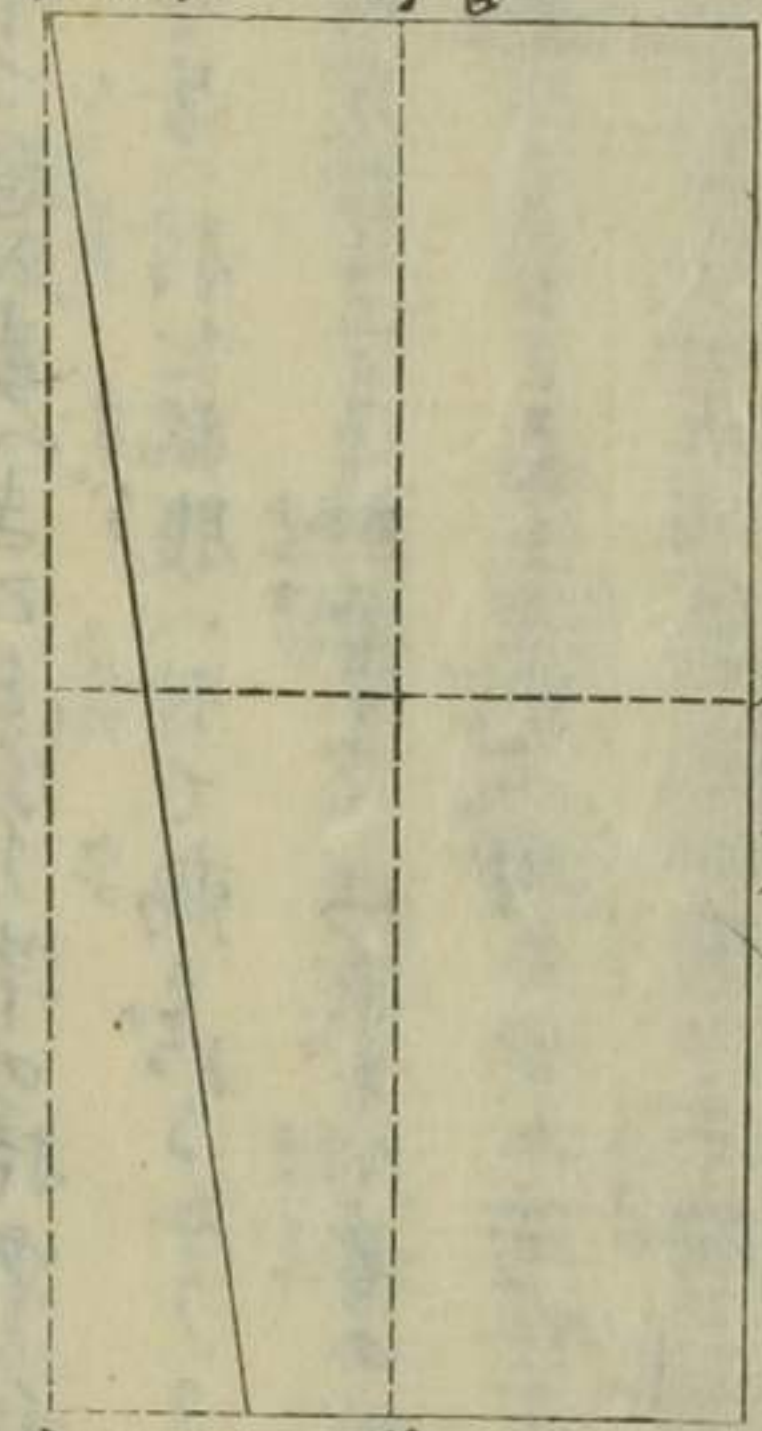
よ由り別して念入まべきことあり 竿の持や我立丈の帯の上端は当
て持ち腰を居へ肘を脇腹へ付て動まぶるやうに緊と固め腕先を打
あり歩行を定むること肝要ありはきを巧者のものを歩行して間敷
を量るは違ひふしとあり三足一間とつみ法あり歩行は法あり
一右替古の仕方を長十五間或は二十間の水繩又の継竿を間敷を極め
置き幾遍も打返して休のかため腰あふびは歩行の調子を修練まべし
本場所はあちても其手の上後折く不意は打返させ竿の合う合はるう
と吟味まべし

○檢地竿入様の事

一田畑とも竿を入る前方上役のり其地面の形を熟と見定申出入
と考へ竿の入やうを見積り甲乙の所へ出し竿をわつし前後左右の

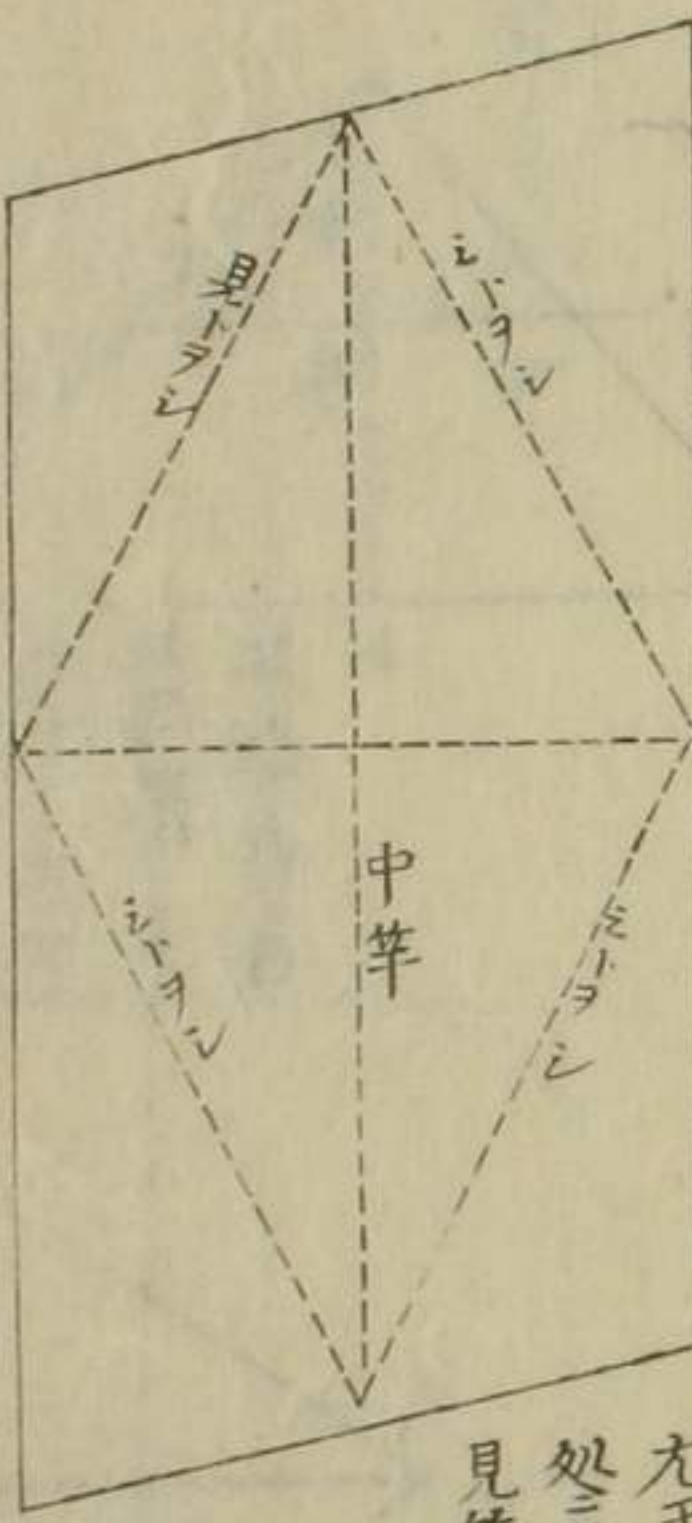
出入を立用して田畑を打始の真中へ竪竿を立て打終の所を見
通し差図をばし横竿を打始の場所と見定め竿を立てるべし
と竿を竪竿より打始るものあり 竪竿打始めてより横竿を打ち中
て十文字をあらうやうに打つがよし打終の見計を差図にて竿取急得
させ打へしをばし見積りの手練肝要あり左の図にて大方を心得
し

此見通
ノ由と云
ノ由と云
ノ由と云



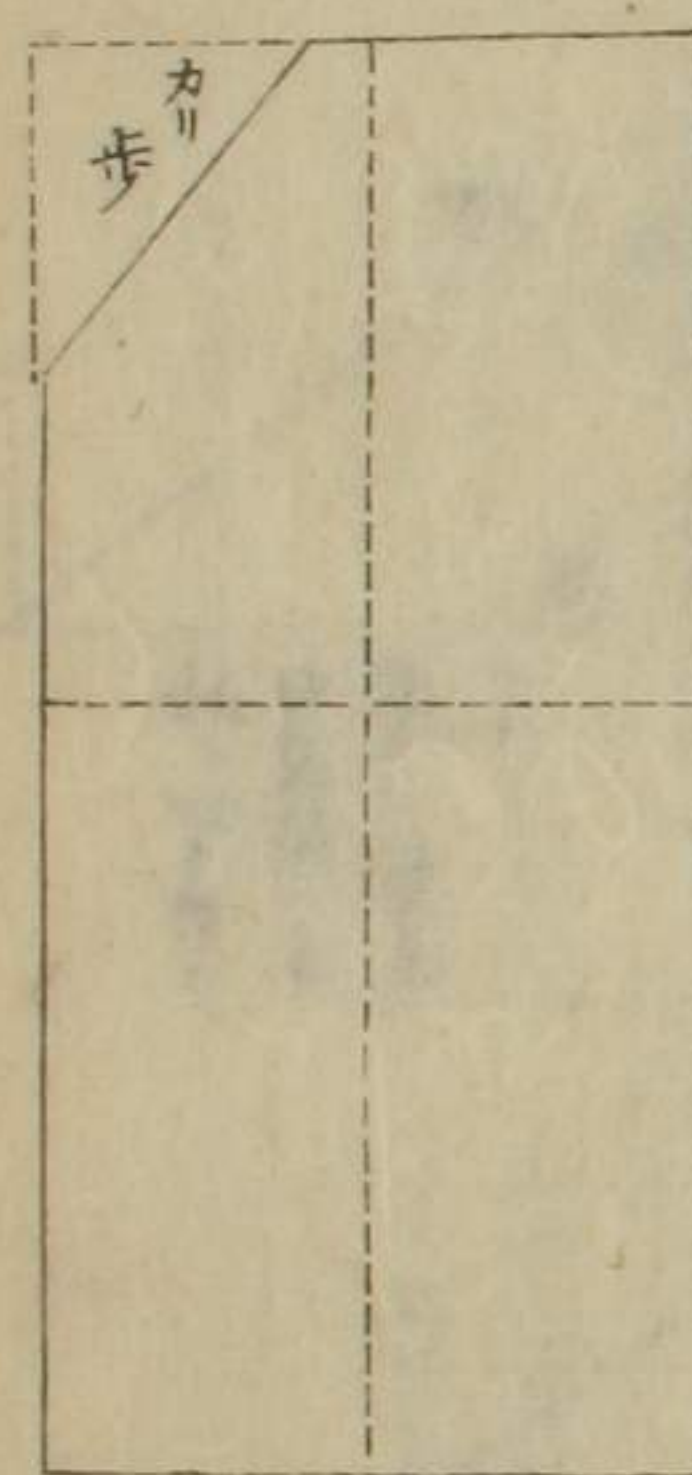
此ノ如キ形ヲ片狭
ト云
竪竿打ハシメ
横竿打ハシメ
出シ竿

此見通
ノ由と云
ノ由と云
ノ由と云

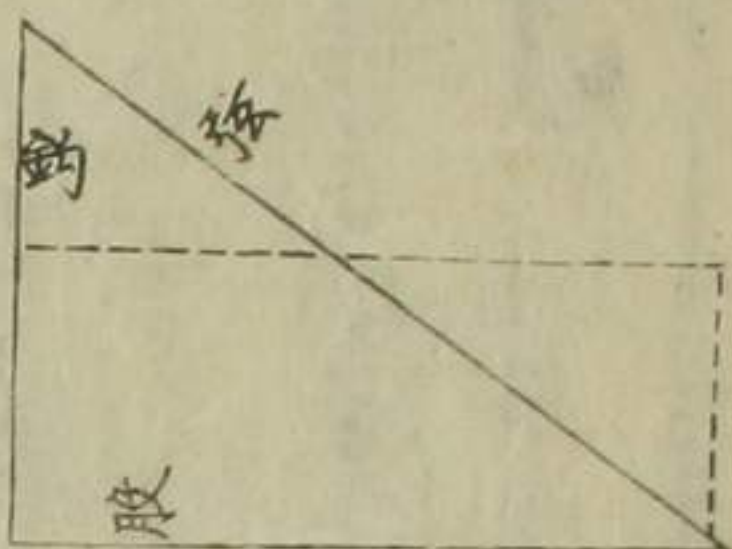


此形ヲ隅々ト云

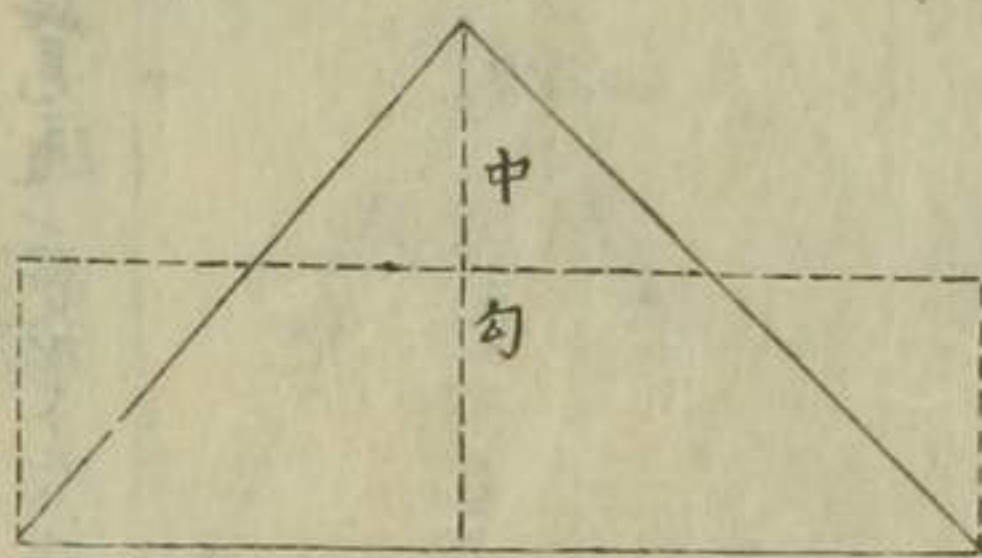
竪竿ヲ立タル見テ横竿ヲ打始ルナリ



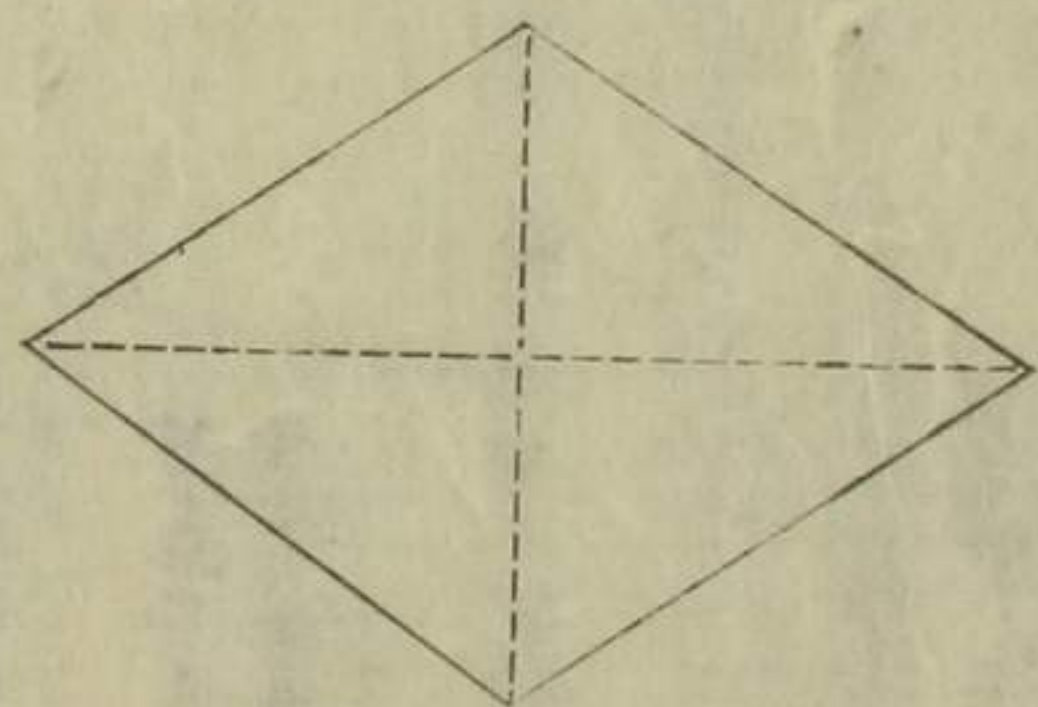
尤モ大歩ニテ目分量ニテノガタキ
処ニ用ユベレ然レ此ノ如クナクモ
見竿二本立テ見テモヨシ
竿ノ立ハシメト打シマイヲ見
合スルノ肝要ナリ
此ノ如クナルハ十文字ニ打チ
反歩ノ内カリ歩ヲ引テ帳ニ
反歩ヲシレル外何歩出歩
ト脇書ニルスナリ 入歩ハ前
ニ記ス通りナリ 内何歩入歩ト
記スベシ



此ノ如キ形ヲ
勾股弦トイフ
股間ノ堅ヲ
ナリ

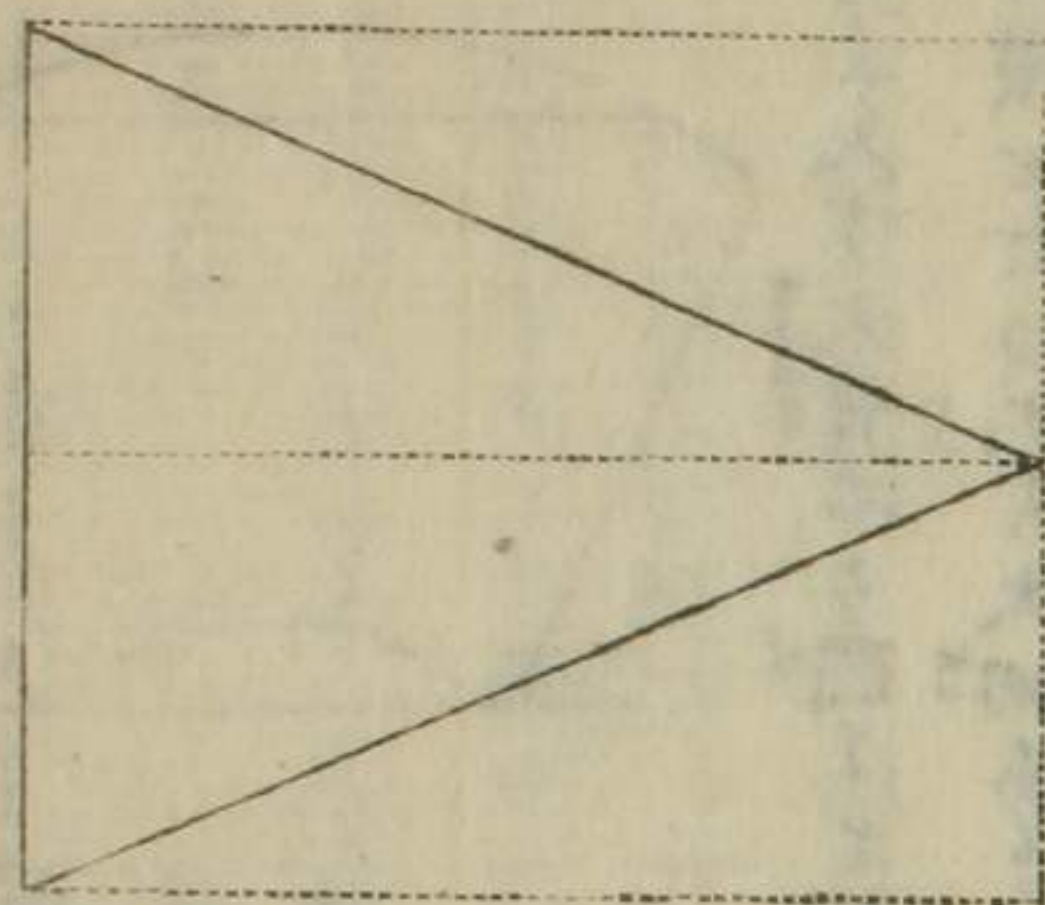


此ノ如キ形ヲ
双勾弦トイフ
竿入方前ニ
シ

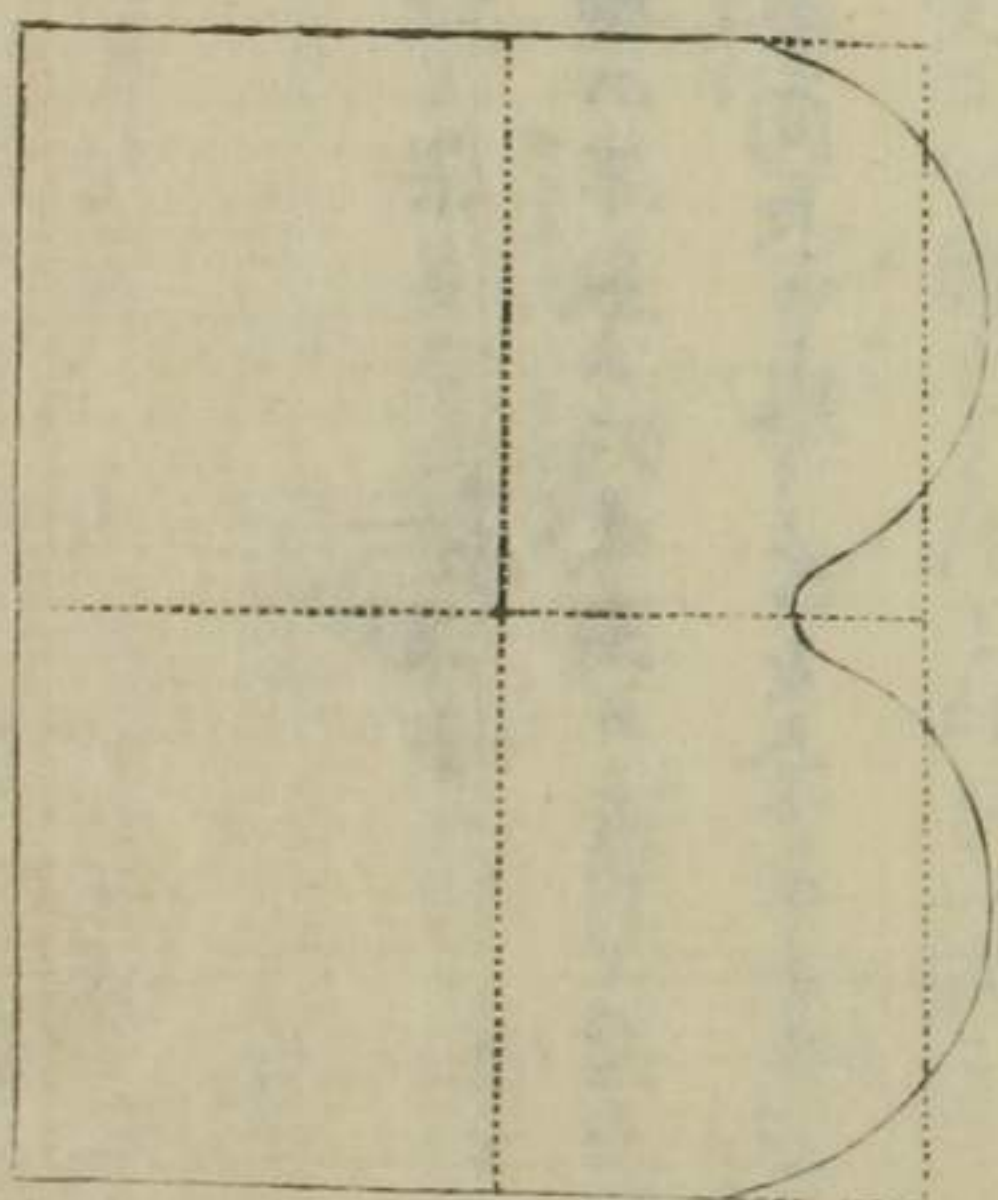


此ノ如キ形
ヲ菱形ト云
テ文字ニ打
テ横間ノ半
減モ用記ス

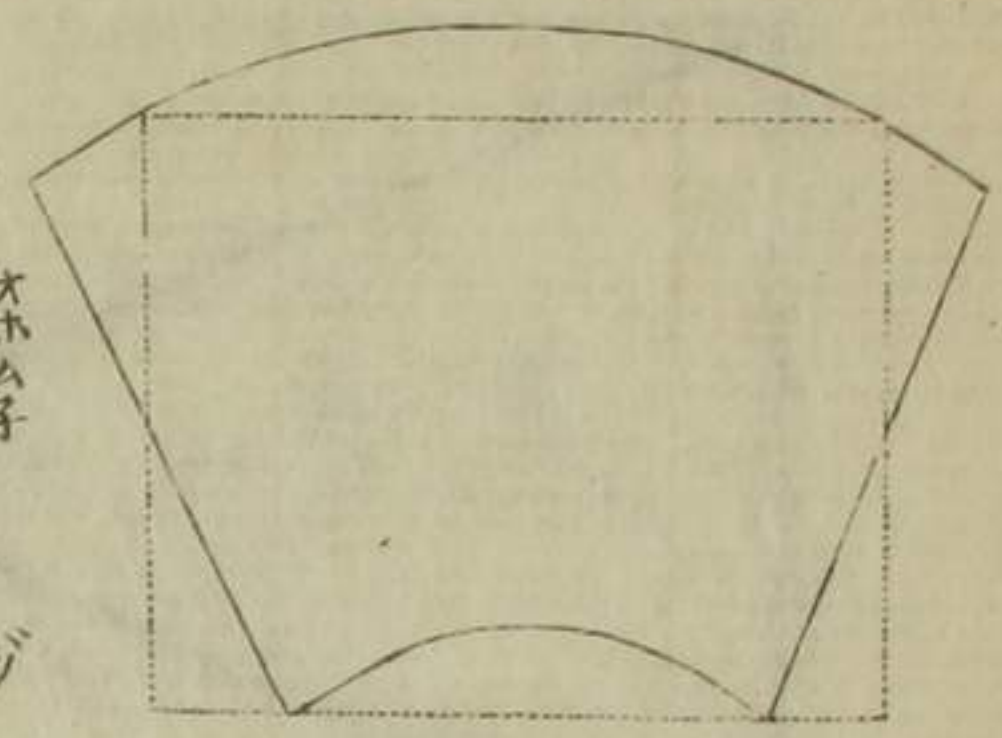
歩浩ノ形此ノ如シ



此ノ如キ形ヲ筭カケト云



此ノ如キ形ハ四ノトク見通シ
ヲ立テ文字ニ打テ違ヒナレ



捨步入歩ノ訳此図ニテ知ルベシ
此ノ如キ形ヲ扇子形トイフ
堅横ニ竿ヲウツナリ

竿の入方大音右の圖にて知るべし余をこぼし准
一竿ハ横と打つ尤も大切あり依て横の竿取の巧者あるものと用ひべし
横竿を過不足も立つものあり堅間長は場を余をこぼしお違
あるものあり
畔際を堅横とも一尺づ除くことあり屋敷裏の田地を木蔭の分

一間通う除くあり畑も右は准を

一古の儀ゆへ百姓方とを小歩を受るを勝手とんきんぞ一枚の境
畔と掛け換地清しのうち其畔を取ると歩面と廣くするの方便あり依
て余り小歩あるを吟味して同人持あるが畔を抜き捨ゆべし然し
抜ては免畔と抜がとき畔たり吟味の上無益の畔を抜をべし仮令小歩
ありとつへども次第下りの土地ふとを小切に水持畔とつけ糸をその
田水わたり不同して耕作ありがとき所なりこれに小歩の向はて打
べし又余り大歩もありこれ水持り其場に至て見分の上勘辨ある
過ぎこころあり

一畔ハ巾一尺に限るべし是亦大畔より狭くするあり吟味の上水持の
畔々又を足入の場所作場への通ひ畔ありを稲荷上の節通行の為め

間ををりもよし作場道是亦成るもけ多く好ふものあり吟味の上
申し付べしこれを入馬とも通ふ道あり又往還道中無益は廣く願ふ
のありるなり吟味の上お申し付るあり右の教をて竿を除く
あり尤も道の左右通り 田畑の脇書はたるあり

○山畑竿入心得の事

一山畑を打つは上り打又打てを違ふものあり下り打よりし又山の落り
凹とふどを竿を打をちぶものあり 水繩をたるを繩よりを打つ
るし

○大場の検地竿は大事なる事

一林畑葎畑ホの一繩は五反も七反も検地をるときを別して竿は大事なる
りうやうの大場の竿取の法替古あてと失多し又差図は秘事なり

此くの如き場廣の計と其形見定め難きものありゆをい竿先少し
曲りてゆるもの勾配を以て打ち行くときを間数格別延び十文字に成
りし是れは検地を先四方の境通りの角へ入を廻し中央は空樽
踏臺のうらへ居へ差図のこの此上へ登り其形を見定め竿を入る
筋を極め境の角は立るる人を棹を以て差図して其筋へ立せ扱長棹
の先は切裂糸を付け四本拵へ豎の標を白く横の標は赤く二本ソ色
分せし四方は標と立右の臺の上へ十文字の曲尺を置き堅筋横筋
を見通し四方を見定し上りし竿を入るるあり 竿取堅横ともは手
の標より向の標を目当より打あり然るときは少しも違ひふく手廻しよ
しるねを兼て又度つて置千傳のものへも右の次第を申し含めりし
連ることありやうの場は足場よりしるるは竿取の歩行

心得のくべし

一見通しは引付とつふことなり又草を結ぶとつふことも有り
一検地の野帳を打目と向ふことして綴るなりこれに凡の次立げも為ふ
り片面四つとも五つとも割を極めて書べし野を引多かよしと
宿りて苗守居空手のきの、所作も有り
一箕盤と黄楊顆とよしと水は浸りてよく走りよあり且玉重き
ゆへ風吹よも動るゆあり又鉄の矢立筆を用ひべし

○田畑境植物の事

田の境目よと著我社若のふんし水は強く又切りきりたる方へ殖る
草より依て境を切らむことあり難し
畑の境へと楊柳水蠟樹のふんと植べし午房根ふり土中へ入るも

のあり

○田畑位付の事

一田畑位付を検地消し上りと別帳よとべし代官勘定役手下役物手
一同は廻りあり見合せの爲め百姓方よと位付つとれを置るなり
し諸小箱と一ツ箱へ其蓋の真中よ此の這入をどの恥を明け薄板を
白漆して塗るなり小き札を人数に應し持へりありは右の小札を
手持ち検地順よ見初るあり土性の善悪を古田上中下の土性を見てこ
れよ元づき准しと見るべし然るども條目よとあるごとく古田の土
と新田の土と善悪差別異とあることありべし然るども隣郷よ新田土
と同様の土を見分し其位と尋ねて元よ立べし然し土の善悪を知る人
を仮令古田の土と異あるとゆへども古田畑の土を見て新田土の善悪

を計り善方よりとく或は悪き方よりとく古田畑の位付は准じ段を付
きば新田畑の位付成らざることをやうべしとて土を上土とく
下土とくしうらむべきは当分上土とくも数年の内は土性中下は変り作
毛出来劣るものあり上土も上土とく土厚き上田あり又上土劣りた
りとも土うらむ下土上土とくを次第は土よりうらむあり作毛実のうよ
きりのあり又地面下中をけりきをいよく下くの土ありきねを巧者ふ
るものを杖とて土をけりて下土の善悪を知るとあり

一右の心得を以て土性を見銘々存じ寄の位を手札に記し右の箱へ入て
廻し入極上土を蓋をひらき入札の多分うらむを以て位を定るあり
又札六枚の内三枚とく位付等分あるとき互ひは存じよりと速べ
相談の上極多あり尤も案内の名主組頭中の存じ寄をも承るべし

一屋敷付の方ハ土地劣りありとも上土とくことありとも手入肥しハ
自由にして作物土地の位よりとく出来たる由てあり又野末ハ土少く
しうらむとも下土とくことあり又用水の掛引自由ある所を右に准じ
べし又城下町廻りホの田畑を当分薄田とくも繁昌とくも次弟と
熟田とあるこれ肥し自由として多分用るゆへありは当地近在の土地
を野末の場所あるとも繁花の潤ひを以て田畑とも上作は出来たる
ても知るべし是ハの土地位付は心得あるべし

一村の内よりとも用水掛り流末の田片上りの畑或は低き所湿気場所
山添霧下南の方森屋敷廻りの松原添の場所北向山陰冷場或は
田中の島畑野末清水かき長流の流を末又と外田の落し水を引く所
又と人馬の立場りき所此のごとき分を田畑とも一位下りあり

但し野方の野土畑風除の植物心を心得らるべし地誥よも又心得らる
登し

一上より位定めごとき所を中よりありとも下よりありとも位を極め進
退とべし

一立毛の上より位を付るよと立毛の出来不出来は拘つる地統を以て
吟味を盡し立毛と同じ土地は作りては作人の手入肥しの多少善悪は
又因て立毛甲乙丙をばあり出目を第一と心得る内は勘辨なること
あり又評より歩筋をもちし実のりの善悪粉米水の照り曇りふと
して土目の善悪を知りともなり又土目よめても年々作もけき所
も有りこれと土地の伏やうよとあり是を地筋といふ是の趣意
熟と心得吟味らるべきあり

一田を畑とみるし置く場所をばあるが水を盛て改むべし畑廻り堀付
田をばある場所十歩内又二十歩をを入歩とみるし其余の田は打つ
登し

一田畑位付を元来上中下三段に極るるといふより然るども上の中又の
下々の悪地を見付田の位をくべし上とつゝをなぐべし又後令
一村の内といふども土の種々ありべし田方の土目をよるしくして畑
方のよるしうづるも有り又畑方より田方のけりまも有り又土性上
中下の内よも品々有り威射香真土砂真土は石を交り真土是れを上土
と云ふ又堅真土填真土野真土のろぬを中とし赤野土白野土砂場山土の
ろぬ下あり又灰野土けり土冷砂交りの類を下くと云ふ此外国所は因
て種々の土性有り然るに上中下三段を大旨として三九段十段も有

本朝地味集

一 ぐべし此土の品を見て位付の切合せ勘辨肝要あり
一 一体深場はその内の浅田を以て上の位とて夫より段々中下の位と立
るあり

一 畑の土目を踏て足當り和らふとつかぬを土より土より
堅きを地性よりきふり作もなき畑を草の生くこと知るべし土土
の草を太くゆきやうよ生るあり下土の草は瘦て土へひらむあり又
野土を丈延ても細し

一 朝露雨よりよと土目一段よく見ゆきあり又立毛も同断あり又肥し
るせし節を一位よく見ゆきあり風吹照りつぎのとき土目立毛と
もよく見ゆきあり

○田畑高し結ぶ心得の事

一 田畑と高し結ぶに次第あり先づ其村の古田畑を見分けてその段々
當て心覚とし古田の位は石盛の勘辨りぐべし石盛の起元を前冊
に委しく記せる如く立毛より仕出をあり立毛なき節は稻株の善悪植
方の廣狭上地の善悪地方の高低より量り知るあり石盛の仕出と立
毛より仕出土地の位を土の善悪地面の厚薄よりぐべし田畑上中下の
位をその村に極りたりといへども石盛土地善悪別とありゆきと上田
より十七八の所も有り十五六より盛出あり所も有り又を十十一二よ
り付る所も有り是れ土地の善悪立毛出来方の次第より知るあり
りこれより勘辨肝要あり田畑をその年の豊凶よりぐべし年貢の増減
より高し凶年よりとつども減ることなく持前の高役かゝることあり
と納るあり夫のよきとすく傳馬錢夫役或は定助大助加助小の入馬

本朝地味集

二二二

役用掛りの普清諸式人足國後軍後かの臨時中をこふ高へわくろくあり
依て地徳不応の石盛を受てと百姓永代の難美とあり退薄の基あり
又所よりうづせ盛とを助成と見込と地面の外より石盛を進まざるこ
ともあり然し此るは別して大事あり助成ありとをむきとを計ひがと
し其助成の品をよく考案して永代動きふき助成と見込し動き
る助成を年々取箇へ見込せしめ

一 田勝畑勝の所高と結ぶる勘辨肝要あり田畑等分より畑少し多きと上
の村より高の目当り心得りて田方三分一畑方三分二の村を中の
場所より田方より或は畑方より下々の村あり右ソゾと勘辨
ありことあり

一 檢地ありびり位付とも朝夕と厳しく暮の爰むとのあり初中後とも

とも同じ調子よりくしを朝と元氣盛んありゆへ物毎厳しく
昏と身体草臥心気撓と自然怠氣と生るゆへ緩くあり又夕方ハ
その緩としよ心付候は取しゆへ又厳しくあり然し是れを初
心の内なることあり心得べし

右檢地一件の心得其大旨此のごとし此他品とりつとソへども事繁
きゆへ爰に畧し余を前巻に出を趣き准し専ら公道を守り執行りて
しよご地方ハ只勘辨の二字より上中下り付て心得べきこと猶巧
者の人の深志を受くべし

東京 大月忠興 補訂

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

校正地方落穂集卷之八

目録

- 一 市廻米積船定書之事 クイマイツ、イササタガキノコト
- 一 同船頭水主炊等へ申渡の趣并請書之事 イササタガキノコト、イササタガキノコト
- 一 同上乘請書之事 イササタガキノコト
- 一 同船中日記前文言之事 イササタガキノコト
- 一 市城米浦觸之事 イササタガキノコト
- 一 同送り状之事 イササタガキノコト
- 一 市廻米出船注進書認め方之事 イササタガキノコト
- 一 同船運賃渡せし後異變有之船定法之事 イササタガキノコト
- 一 同濡澤手船頭辨米之事 イササタガキノコト

- 一廻船請負人敷金の事
- 一破船有之節書上の事
- 一淺草の蔵より撰出俵澤手ホ拂米の節の事
- 一同市蔵番数の事
- 一手本米箱仕立様の事
- 一所々河岸マミより淺草の蔵迄運賃の事
- 一海船川船打替の事
- 一海上流を荷物取上定法の事
- 一江戸の方合東京より八丈島迄里数の事
- 一島手代相止し事

校正地方落穂集卷之八目錄終

信陽 東條耕子蔵校

校正地方落穂集卷之八

○御廻米積船定書の事

覚

一船中よ於て此城米不作法仕るはじく萬一納米を澤手欠米は准へ少
 しよても隠し取わつて後日よ知まはとも穿鑿の上船頭水主の儀申
 を及り品よ寄り諸親類よゆで罪科よ行つるべき事

附船中火の用心堅く相守り諸勝負事一切仕るはじき事

一此城米船積の節樽檣網破糧米薪諸道具よつるは海より入用
 ありべき分りけり之を積む若し日和るは長逗苗以し糧米

不足の^{フツク}を^{ハツ}何^{ナニ}の^{ツク}補^{ツク}よ^クお^カわ^スる^{コト}も^ナ相^アと^クの^{コト}へ^テ其^{ソノ}趣^{ソノ}の^者より^シ證^シ文^ヲを^シ取^リよ^クべ^シ自^ラ然^ニ粮^ヲ米^ニを^シ准^シし^テ賣^リ買^ヒ米^ヲを^シ積^ムよ^クお^カわ^スる^{コト}を^シ屹^キ度^ト曲^ク申^スし^テ付^スべ^シた^ル事^{ナリ}

一 難^ナ風^ハ遭^フひ^テ打^ツ米^ヲ仕^ラら^ズと^シ叶^ハら^ズと^シき^トと^シ粮^ノ米^ノを^シ捨^テ其^ノ上^ニ市^ノ城^ノ米^ヲを^シ捨^テ申^スよ^ク自^ラ分^ノの^{コト}穀^ノ類^ノを^シ捨^テよ^クお^カわ^スる^{コト}を^シ召^ス上^ル事^{ナリ}

一 次^サ手^テ米^ヲを^シ貯^リあ^りの^{コト}干^立べ^シ附^シ海^上と^シ船^具を^シ不^足と^シお^カわ^スる^{コト}ハ^ナ着^カ船^ノの^湊と^シ相^アと^クの^{コト}め^ハら^ズ事^{ナリ}

一 江^ノ戸^ニお^カわ^スる^{コト}市^ノ城^ノ米^ヲ相^ア渡^スる^{コト}以^テ前^ノ粮^ノ米^ノ餘^分を^シ断^テよ^クお^カわ^スる^{コト}を^シ陸^上へ^テ申^スす^{コト}ハ^ナは^ラじ^マ事^{ナリ}

右^ノ條^ノと^シ相^ア守^ス申^スべ^クハ^ナ若^シお^カ背^ク旗^有之^ニ於^テと^シ訴^ヘ出^スべ^シ仮^令内^類

し^らし^とつ^らし^も其^ノ科^トを^シ免^スレ^バ市^ノ廢^美下^ルと^シく^レ且^ツ又^ハ依^テ為^スら^ズ存^スセ^テ付^スら^ズと^シく^レ自^ラ然^ニ隱^シ置^ス賜^スよ^クお^カわ^スる^{コト}を^シ船^頭を^シ勿^レ論^ス水^主炊^ノ至^ル迄^ヲ盡^スく^レ罪^科を^シ行^フら^ズと^シく^レま^カら^ズ事^{ナリ}

寛文十三年二月 奉行

右^ノ市^ノ條^ノ目^目堅^クお^カ守^スら^ズと^シく^レ以上

年号月日 市代官 何ノ誰印

○市廻米積船船頭水主炊おへ申渡の趣并清書の事

一 今^ノ度^ノ江^ノ戸^ニ市^ノ廻^メ米^ヲ何^レ國^ノ何^レ湊^ノと^シ積^ムよ^ク付^ス寛^文十^三年^卯申^出す^{コト}ハ^ナ条^目字^お渡^し申^ス間^ノ艦^ノ間^ニ張^リ置^ス船^頭水^主炊^上承^ノ者^ハお^カ守^申す^{コト}を^シ召^ス上^ル事^{ナリ}

一 市^ノ城^ノ米^ヲ送^ル状^ノ船^積手^代より^シお^カ渡^シ書^面の^通り^ヲお^カ違^ハき^故江^ノ戸^ノ着^船次^弟

早速納手代方へお届べくい着岸水揚の節俵数お違又を俵印之なき
米其外甘俵鼠喰かの類有之と船頭又并納申付へき事

附謂をゆく格別の甘俵有之内拵の節飛差有之と不足米の分并納申
付へき事

一潮掛り日和待の節浦よりを送り状を見せ入津出帆逗留の子細手代よ
り渡し置小日記案文の通り浦と庄屋ども認めし印形を取り江戸
へ到り右日記送り状お添手代へ差出まべくい勿論日和好小り片時
ありとも潑逗留はる所じき事

一着船の浦よりて調へ荷物一切積申問ぬ若し調へし叶はば
品有之ど上乗の者へ申達し差因を受水主炊の内一人陸へ上り調物仕
り船へ乗せ申まじき事

一船頭水主炊毎不届の爰有之れても大勢の者ゆへ防ぎ難く上乗の者
其分又致し置お申へハ已後不届の爰之れは用捨り及り江ア
着の上有体は申まじき事
右の条く吃度申守るべくいものあり

年号月日
右の通仰せ渡され承知仕り畏り奉り候しお背き候はば何分の越度
よし仰せ付らるべくい其連判差置候処依て如件

何国何郡何村
船頭
水主 連名印
歟

何ノ誰様由役所

○市廻米積船上乗の者請書の事

差上申證文の事

一 今度江戸市城米上乗宰領拙者へ仰せ付らまはし上を市米大切仕り市
 米船へ賣買お一切積せ申向致り船足を市定の通り市極印限り積申
 せべくは惣下を市後ろ闇き棧一切仕り為じくハ
 一 自分の儀を勿論船頭水主と申合せ市米指取申せ為じくハ若し船頭水
 主密に盗を取ら欲又を疑はしき致し方見問及及びハ手帳
 又記し江戸に於て申上為じくハ
 一 雑凡に遭ひ上荷お別小致又を何もの浦へ船寄せしとも随分情入市
 米濡まはる移仕りくハ若し濡米より小節を船中人数を申せ及
 以て其所の役人中へ申觸を取揚申りて大濡中隔ハ撰分市改役人忝着

の節手支へるりなき格仕りくハ勿論右体の儀有之ハ節を在舟の役
 人中へ申達し早速市注進仕りくハ
 一 浦と逗苗の節船より上り日数を費し或ハ遊女狂ハ仕り為じくハ
 一 市廻米の内密に賣り又を自分の飯米および江戸に買納ふと致
 してハ美仕り為じくハ
 一 附船中を勿論江戸其外何方とも悪米取替申為じくハ
 一 市廻米江戸着仕り砌を申せ及り其外とも一人ありとも外者
 船中へ入ま申間敷ハ尤も水揚致り内を船中又罷居りハ格の支
 有之ハとも船中立退申内念入市米お守り申せ及り市蔵丹へ市木
 揚置ハ節も諸吏念入りハ大切又紛失ハるなき格仕りくハ為其
 証文差上申外依て如件

何国何郡何村

年号月日

上条 誰 印

何の誰様市役所

○船中日記表書并前文の事

一日記帳半紙横帳より左の通り表書をとり

船中日記

何国何郡何村誰船
沖船頭 誰

覚

一市城米元船2日の丸の船印立何国何漢より江戸まで平常と風雨の
差別あり立船ははるべく何の浦より潮掛り一夜ありと逗留
仕りゆり其所の名主へお断り入津出船の日付刻付帳面は書のせ印

形取置申す事

一日和待潮掛り浦より逗留の子細其所の市番所へお断り日記より
置申すべく尤類船一隻乗仕るゆじく其浦漢の者へ相談を逆
亦不苦由申す随分お考へ日和見定め出船申す事
一浦賀市番所へ船を着せ改済証文差出さべく小間右証文を日記と
一所は約手代へ差出さる事

附何所の浦より竹木堅く伐取申す事

右の通り堅くお守り此帳面の末日記お認め約手代へ差出さる事

年号月日

何国何漢出役
何の誰手代
何之 誰

○市廻米浦觸の事

覚

一何國去^サ何^ニ西^ノ城^ノ米^ハ何^ノ國^ニ何^ノ漢^ニ於^テ船^ヲ積^シ送^リ江^ノ戸^ニ廻^シ申^リ何^ノ申^ル浦^ノく^リも^シ難^ク風^ノ波^ノ連^ヒ節^ヲ西^ノ料^ノ私^ノ領^ノ其^ノ浦^ノく^リを^シ引^キ船^ヲ差^シ出^シ西^ノ城^ノ米^ハ西^ノ吏^ノ之^ノ格^ノ念^ヲ入^レら^ズぐ^ク俵^ノ石^ノ数^ヲ別^ニ申^テ送^リ状^ヲ記^シ遣^シ以上

年号月日

何^ノ誰^ノ手^ノ代^ノ何^ノ之^ノ誰^ノ印

西^ノ料^ノ私^ノ領

年^ノ寄^ノ中

右^ノを^シ厚^ク半^ク切^リ認^メ折^リけ^テ送^リ上^ノ書^ヲ浦^ノ觸^カ状^ヲ認^メ下^ニ何^ノ誰^ノ手^ノ代^ノ何^ノ誰^ノと^シ姓^ノ名^ヲ記^シ多^ク

○西^ノ城^ノ米^ハ送^リ状^ヲ認^メ方^ノ事

積^リ送^リ申^テ江^ノ戸^ニ西^ノ廻^ル米^ヲ送^リ状^ヲの^事

何^ノ印^ノ何^ノ年^ノ何^ノ年^ノ貢^ル米

何^ノ國^ノ何^ノ郡^ノ何^ノ村

一^ノ米^ハ合^テ何^ノ千^ノ何^ノ百^ノ俵

直^ニ乘^テ船^ノ頭^ノ誰

此^ノ石^ハ何^ノ百^ノ何^ノ十^ノ石

何^ノ國^ノ何^ノ郡^ノ何^ノ村

誰

此^ノ運^賃金^ハ何^ノ十^ノ何^ノ兩^ノ永^ニ何^ノ文

内^ニ何^ノ十^ノ兩^ノ永^ニ何^ノ文

三^分一^ノ何^ノ漢^ノ波

外

一^ノ米^ハ何^ノ俵 但^シ何^ノ斗^ノ入

上^ニ乘^テ船^ノ頭^ノ水^ノ主^ノ炊^キ糧^ノ米

一^ノ船 五^年造

船^ノ頭^ノ水^ノ主^ノ五^人乗

一^ノ檣^ノ杉 打^テ檣^ノ楫^ノ白^ノ檣

帆^ハ十^七及^テ木^ノ綿

一^ノ鉄^ノ碓^ノ七^頭之^内

七十月	六十五目	六十月	五十五目
五十月	四十五目	四十月	四十五目

一 綱二十二房の内

十二房 市皮二房 檜四房 葉四房

一端舟一隻此外より道具附

一 船足四寸但し極印限り

一 寛文十三年の浪の条旨字 一通

一 船中日記帳 一冊

一 浦筋状 一通

右と何国何郡去る何の年貢米の内江戸市城米何国何湊に於て何国何郡何村誰船に積立船足お改り出船申付し書面の通るを遠慮之りて亦受取残運賃小はるはるべくい為其送状依て如件

年号月日

何国何湊船積出後
何の誰手代
何之誰印
類船頭何国何村
誰船

所付
何の誰手代
何の誰名

○ 由廻米出船注進書恐方の事

一 米何千石
何国何村
直来船頭誰

右と何国何郡去る何の年貢江戸市城米何国何湊に於て積立今迄
日何刻日和好当湊出船申付る注進の為め斯の如くよる坐以上

何の誰後

月日

何の誰印

右の通りお認め早速飛脚を以て江戸苗守居手代の方へ遣はし江戸
て右注進の趣を受早速勘定所へ出帆注進を以て多う尤も積丹河岸
より代官在詰の陣屋へも注進とあるより又代官在府あるを其心得を
以て認方は酌酌りべし

右に廻米の儀初茨市廻米積船請負人の方へ船催促の申し請負人方よ
り何国何村直乗誰船と又を誰船沖船頭誰何百石積何年造の船具何
れの船頭水主何人乗とつみ羨書付差出せし上右空船江戸より積丹へ
つうの船ありを江戸を船見分其外吟味手代元船へ罷越し相改

むぐし極印と五六寸四方の板へ焼印を居へ持参し船縁より定法打す
六寸を曲尺を以てし右板の焼印上端と寸のとありとよりけしひは釘
を四方を打付るあり入陣屋最寄より出船ありを陣屋手代右の
改めよ出ることもあり右空船江戸川口幾日出船とりの儀を定め
早速陣屋へ申し遣はし陣屋より積丹へも通達するにあり又江戸改
めありを其音陣屋へ申遣はし陣屋より積丹へ申し達すをあり物と
積丹の摸相よりソグも手廻しより早速通達する相も兼て申し合
はせしをあり一際心得ありを時宜よりべし

○市廻米船運賃渡後異変りる船定法事
一空船の破船前貸三分一の内前官の市失墜湊は於て破船りとも空船りとも
難風は遭ひ痛し船もありはとも米積ぶるとききを前貸三分一の内半

分之下り事

一 市米積り以上破船を運賃の内三分一下げ事

一 打米仕り船と打米の分運賃下り事

一 破船より濡米より取揚りて所拂ひより分又海中へ捨米より

分より運賃の内三分一下げ事

一 浪掛り又を垢漏り濡米より其所より立小分と運賃の二下

さし事

一 次手の儀運賃は構ひあり納めり節船頭弁米の事

一 市米積減の事空船積減着の上米高減りへ前貸運賃三分割の一

分下り事

一 江戸市廻米出帆積減着以後大坂廻りはお成り節と前貸後波の分

江戸廻り運賃を下り中賃を大坂廻り運賃下り事

○ 市廻米濡沢手船頭弁米の事

一 皆濡一俵二付 三升五合

一 大沢手一俵二付 二升五合

一 中沢手一俵二付 一升五合

一 小沢手一俵二付 九合

一 鼠喰一俵二付減じり分の内 四分納名主 六分船頭

○ 廻船請負人敷金の事

一 往古と落札の國米高と積立其運賃金の三分一敷金取立事

一 中古と米一万石二付百兩づ取立事

一 当時と米一万石二付六十兩づ取立事

○破船有之節書上の事

一破船有米りしときを勘定所へ注進を為し着船の節と吟味の趣を書記し猶又内寄合へ吟味下りせし格よりの文言を勘定所へ書付と出し其上を内寄合へ出る人数名前銘より半切符を書記し蓋印を差出すべし

一内寄合を右吟味りる節を前日米高并に捨米石数船頭水主上乗の名前書付内寄合ある勘定奉行の屋敷へ差出し帳面を付すことあり

○浅草蔵へ撰出し俵沢手米ホ拂ひの節の事

一廻米の内撰出し米沢手米ホ蔵庭におろし拂ひは成節と蔵手代官より出役の者と立會再入札を取り落札の趣を書付入札を添へ蔵奉行へ差出し蔵奉行より書付渡るを出役手代受取罷り候り代官より勘

定所差出方へ出をあり差出方とも右直段を吟味し吟味判居りお応の由にて代官へ返を夫よりまこと右の書付と蔵へ持参し蔵奉行へ上せし其上を落札の者へ米引渡をあり引取の節を門切手を取り出さる

一石入札の節を納名主より立會せ金子と其日手代の者受取ることあり但し落札人より勘定の書付は印形を致させられを取り右金子と共に代官へ差出し代官より右書付金子とも納名主へお渡を但しこれを当分の内代官へ預り置米納めお済を以上を渡をあり納名主と右書付を以て在所表への印とせざるあり右を勘定元辨に立む当分の事故右の通りして事済むあり重ねて納不足して金納伺ひの節を右拂ひ直段を以て同ふことあり

○浅草蔵番数の事

一 浅草^{アサカ}の蔵^{クラ}古米^{コライ}を二百七十一番^{バン}ありし由^{ヨシタ}但し二番^{バン}より右の通りあり一
 番^{バン}とつゝの蔵^{クラ}をふし^{イニレ}右へ伊奈家^{イナケ}の先祖^{センゾ}関東^{関東}郡代^{郡代}の始め^{はじめ}を蔵奉行^{蔵奉行}
 兼^兼帯^帯として自分^{自分}領内^{領内}の蔵^蔵所^所お建^建らぬし由^由其後^{其後}今の地^地へ引^引しとき右の由^由
 緒^緒を以て一番^{一番}を領内^{領内}に残^残せし由^由其後^{其後}浅草^{浅草}の蔵^蔵建^建直^直しの節^節右一番^{一番}の蔵^蔵
 浅草^{浅草}へ引^引け当時^{当時}を一番^{一番}より二百五十八番^番を番数^{番数}あり竹橋^{竹橋}の蔵^蔵廿八
 番^番まで古米^{古米}の蔵^蔵此二ヶ所^{二ヶ所}あり其後^{其後}本所^{本所}へ蔵^蔵造^造立^立たりしありはきを
 右^右の由緒^{由緒}を以て今^今に至^至る中^中を伊奈家^{伊奈家}より蔵^蔵納^納の出^出役^役を畧^畧衣^衣として出^出可^可
 蔵奉行^{蔵奉行}も月^月ごと畧^畧衣^衣あり

○手本米箱仕立方の事

中^中二三^{二三}段^段の仕切^{仕切}あり兩脇^{兩脇}は左^左の如^如く書記^{書記}を



右^右の箱^箱四方^{四方}より張^張をし角^角を合^合せ目^目へ代官^{代官}の判^判を居^居へ蔵^蔵役^役所^所へ由^由と
あり

○各所河岸より浅草蔵前まで運賃の事

- 一 武州^{武州}足立^{足立}郡^郡平方^{平方}河岸^{河岸}より浅草^{浅草}蔵^蔵前^前まで運賃^{運賃}二分
- 一 同^同埼玉^{埼玉}郡^郡権現^{権現}堂^堂河岸^{河岸}より同^同二分四厘
- 一 同^同多摩^{多摩}高麗^{高麗}比^比企^企郡^郡新^新河岸^{河岸}より同^同二分八厘
- 一 上州^{上州}邑^邑楽^楽郡^郡早^早川^川田^田河岸^{河岸}より三分二厘

- 一 四古河岸より三分二厘
 - 一 四川俣河岸より二分九厘
 - 一 山田郡猿田河岸より二分
 - 一 野州足利郡依田河岸より四分
 - 一 安蘇郡奥戸河岸より三分九厘
 - 一 都賀郡越名河岸より三分
 - 一 板戸河岸より五分九厘
 - 一 安久津河岸より六分
- 右と延石一石は付右の運賃を下さる但し米大豆と同様を二石五斗
よと米一石の運賃を下らるあり然るは近年運賃銀減少あり

○五厘外駄賃の事

一 山城米積所までの附出し道法五里までを百姓役として馬附出せ給定
法あり五里外を其里数に随ひ一駄は付一里錢廿四文づく下りる也

○海船川船打替の事

一 支配村方より川船海船ホ古くあり打替せし度音村方より願出せ給
と右の船何年以前より打立小哉年并は船破損の次第を委しく吟味の上
尚又見分吟味として手代差出しいしくお違害之は於ての船方役所へ
願書差出させ尤も船主并は大工其村々の名主印形お揃へ右願書の奥
へ右の通り吟味致しお違害之の間船出来致しわが極印下りるべく
音奥書致し代官印形こそ船方役所へ差出させ若し代官印用よて不在
のときと右の趣を以て元々手代印形致し渡し遣とあり

一 右の船出来の上へ川方へ差出し極印下りるべく音奥書印形前の如く

よしを渡し遣り候あり

一右の証文を以て船方役所へ差出を節古船の極印を切抜きお添へ船方役所へ差出し新造極印を申請其段地方役所へ船方より申達する也

○海上流荷物沈荷物取揚定法の事

一浮荷物をせ分一取揚り者へ被下

一沈荷物を十分一取揚り者へ被下

右の通り之と下はる若し隠し置後日は頭を小つら仕置仰せ付らるるべく小間前觸書の通り右取揚荷物早速支配へ注進の上集る置荷主をお待ち申さべく若し半年も参らぬは返納及ぶる支配へ伺ひ下知を待つ候事

○川船流荷物の事

一浮荷物を十分一取揚り者へ被下

一沈荷物を十分一取揚り者へ被下

又言右同断

○江戸より八丈島まで海上里数の事

一江戸より浦賀まで海上十七里浦賀より三島まで四里五里三島より下田まで四里三十五里下田より新島まで四里十六里新島より三宅島まで四里三宅島より西蔵島まで四里七里西蔵島より八丈島まで四里七十五里通計海上凡百六十八里あり

○島々善惡の事

一大島 此島を流人暮しと云ふ島と云ふは少く場廣あり

右の島を船手向井將監支配する豆州口島より産物と塩紫根鱧糸螺

わたり其外魚漢もなり島人これとて稼ぐん又船稼もなりよし

一利島 山島より 東西一里程 江戸より四十三里

此島人家百十軒余外は蚕家五十軒ありの人数凡四百六十人ほど
内男百五十人余女三百人余の産物を絹扱手綿麻鯉節干物類男女の
稼魚漢薪干物織物廻船も稼のよし○田方多く切替畑なり粟稗豆天
豆小豆の類少く作るよし○天水ふし雨降の節桶へ溜め罎に置用る由
又天水ふき節と汝と土漉しして飲料とるあり

一新島 東西三十丁程 本村若江村合ニケ村 南北三里程

此島民家四百軒ほど外は蚕屋五十軒程ありの人数凡二千四百四十人
余内男千三百三十人余女千三百人余の産物塩木身鯉節栗稗椿実絹綿
ゆあり男女の稼魚漢干物薪織物などよし廻船なりて商物江戸へ廻る

あり○嶋中一井戸四ツあり深二丈四五尺呑水に用り○田方一切なく
切替畑なり麦稗粟大豆小豆ホと作て及別なき由

一神津島 山島より 東西一里程 江戸より五十里 南北日

此島民家百五十軒ほど○人負六百五十人余内男三百人余女三百四十
人余の産物塩鯉節鯉鯉 棠螺椿実ホあり○男女稼魚漢薪干物蚕少し
く養ひ島にて用るのよし以て他へ出を程をふき由廻船なりて商物江
戸へ廻ると○田方多く畑及別なく切替畑なりて粟稗芋大豆小豆ホと
作る由

一由蔵島 山島より 東西廿五丁程 此島神津利島ホよりゆき島也と 南北一里ほど

民家九十軒ほど人負三百人余内男百四十人程女百六十人程○産物塩
絹葛茅延椿油鯉節ホあり○男女の稼魚漢薪干物と製し江戸へ出を

廻船スモシのりカシの黄揚ツツよりしく是亦江戸へ出を櫛クシ挽ヒくあり○田方タナあり切替カシ烟カシ少くあり粟稗アヒホと作る島中食料シヨク乏しく流人リウジン餓死ガシする者数多ありよし

一三宅島

東西二里 南北三里 伊谷神若伊豆坪田河只合て五ヶ村あり

此島民家二百七十軒程人数凡そ千百八十人内男五百三十人余女六百四十人余○産物サンブツを西蔵島サイザウと同し○男女オノメ稼カキ魚イサ漢カン薪カキ干物カキ多く江戸へ出し廻船スモシのり○田方タナなく畑方ハタ及別ワキなく又持王モチも極キマあく人々出精シヨウ次第切替カシ畑ハタに殖フクし麦粟稗アヒ芋大根カニ大豆小豆アヅホと作るをべて山添ヤマの風カゼ当アタらゆる谷間ニ日ヒ当アタりの所へ作付サツするところあり

大船戸オホフネといふ所あり山添ヤマの砂濱スナハマを常トコに廻船スモシ漁舟イサボネとも此所へ引上ヒキ置ケあり他国の廻船スモシ通例ツウレイをともよみ據モトふき節フシと立寄タチヨリ引上ヒキ置ケよし

場所の廣ヒロサ五六町もありと

八丈島への通船ツウセンを何ナニも先マづ此島へ着チカレ日和待ヒヨリマチとして出船デフネするよし
されど此島より年々越コえとゆるる由八丈島へ直乗ジキリの海上ウミを浪ナミのりくして通船ツウセン難ナシ美ミある故あり

此島新島シンジマと續ツき宜ヨシき島シマを江戸への通行ツウカウも宜ヨシく自由ジユウの足る島あり

八丈島 東西二里半程 南北四里半程 枝村共々十二ヶ村あり

此島民家七百五十軒程人数四千三百五十人余内男二千五百五十人余女二千二百人余○産物サンブツ島紬シマツツ五反掛イハカケ八反掛ヤハカケホの織物オリモノあり色イロを黄里キ島シマの三色サンシクあり外の色ソノイロをふし椿実ツバキ青アヲ島鱧シマカサ節フシホあり○男女オノメの稼カキ耕カキ作カキ魚イサ獵カキ薪カキ養カキ蚕カキ○田畑タテ共々あり然シカと共田方トモタナを少し稲イネを四月上旬より六月上旬まで植ウ付ケる畑ハタを麦粟稗アヒ大豆小豆芋大根カニ蕪カニホと作る然シカと共風雨フウク烈ハシ

く満足は收納とるにあく依て食料不足は付米麦大豆小豆ホセ園方よ
 て買入る也○雑用の物園方より買入る品茶木綿陶器鍋釜庖丁盤鎌
 剃刀小刀鉄釘其外鉄物筆紙墨烟管膳椀盆盃折敷の類也○紬織立負数
 年貢納六百五六十及其外賣紬千二百及外は八丈生絹ホセ織出し一
 ケ年拂代金千両余も入る趣あり此外内澄負數美へ難し
 八丈属島は小島青ヶ島と云ふ二島あり小島を東西半里南北一里青ヶ島
 東西一里半南北一里と云ふ何れも民家有産物稼ホ新島は同し
 島中の鎮守を為朝大明神とて鎮西八郎為朝と祭りし神社あり代官代
 替り具足一領充奉納あり此社の神主島の役人司あり此外菊池氏の
 島役人兩人あり此下は大名主小庄屋ホ村々住居し由政法と正しく
 守るとあり

島中は用船二艘あり破船打替ホの節を右支配代官より伺の上入用
 此下造営と右の船一隻充隔年江戸へ来る之は八丈島年貢織物敷を
 積出上納とるあり取帆の節を雜穀と調へ并は流人の者見届は清き品
 又島入用の物も積あり此外は小舟一隻有是亦入用を此下造立とる
 乙是は八丈丈配の青ヶ島より海上三十里程の所年貢納ホ右の舟は積
 八丈島へ差出し八丈島より一集り上納とるをあり
 右用船は頭二人あり扶持方此下帶刀致とるあり
 八丈島用米八十石充年にお渡り是は江戸往返の用船一隻の船頭十人
 沖乗の内一人は付米一升充此下江戸逗留中内断其外諸入用米島神
 社初穂米ホ右往返并は逗留の日限日数とて勘定し残米を百姓へ
 割賦し右代とし米一石一斗五升は合糸織一反の積とて織物

よて返納ナラズあり
八丈島よ木綿一切を鍋釜小鑄立るに依て用船販帆の節隔
年白木綿二千百反鍋釜大小四百廿三箇右何れも入札を以て買上島へ渡
を島の者割賦返し返納として木綿三十五反又付合糸織一反鍋八五斗
焚一ツは付合糸織一反充納る也然るは木綿はあくとも差支へふき音
よて今の止るる鍋釜の類は汝風烈く腐き易きより今より以てお遣を也
八丈島流入由緒の者より見届物并書状を送る節は先達と支配代官
役所へ右の品々書付願書を出し其上役所よりの差圖を受右の品尚又
役所へ持参を島掛り役人銘之と改め余情の品をお返す状の宛き状
よて口紙を付折掛る也右の書状を役所の帳面より写し由并見届
の品も残らぬ書留送物に封印をし切手書付と添へ見届物願人へお渡

を願人之と受取へ丁堀船頭の旅宿へ持参しお渡を船頭右切手と合せ
之と受取を違音書付と出さ之と又役所へ差出しお届る也島より来
る状も宛状あり是亦役所より写し留其状と所へお届るあり

○島手代相止事

一前々を島支配の代官よて島手代お極一人より付切米百依下島々相廻
る節を七十人扶持に下お勤し処享保八卯年代官河原清兵衛同の上お
止其後島手代より島地役人萬事執行に正法度を守り糾をあり諸
島皆八丈より支配することあり

東京 大月忠興 補訂

